

## 平成 27 年度役員の選任について（案）

会則第 7 条第 1 項に定める平成 27 年度役員については、以下のとおりとする。

役 職	団 体	所 属	職名	氏 名	任 期
会 長	愛知県	振興部	部長	植田 昌也	
副会長	津島市	総務課	課長	加藤 正喜	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
	豊橋市	情報企画課	課長	光部 啓一	
監 事	長久手市	情報課	課長	横地 賢一	
	東栄町	総務課	課長	森下 正	

人事異動等により役員の欠員が生じた場合は、当該団体の後任の者が任期を引き継ぐものとする。

### 〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

#### (役員)

第 7 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。

3 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

—以下略—

#### (役員の職務)

第 8 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。